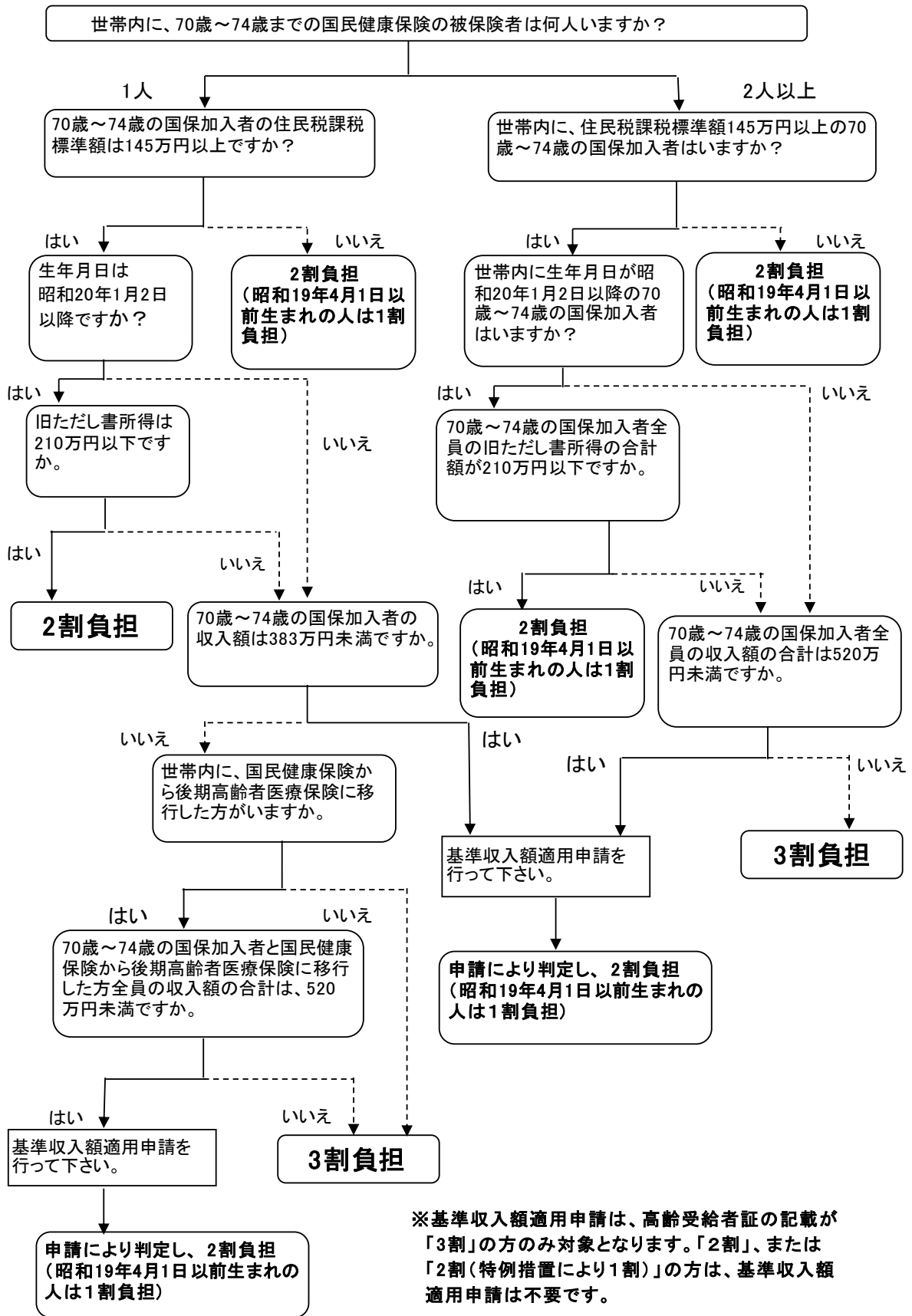


自己負担割合フローチャート

～毎年度、8月1日に自己負担割合の再判定を行います～



※基準収入額適用申請は、高齢受給者証の記載が「3割」の方のみ対象となります。「2割」、または「2割(特例措置により1割)」の方は、基準収入額適用申請は不要です。

※基準収入額適用申請により「2割(昭和19年4月1日以前生まれの人は特例措置により1割負担)」に変更となる可能性のある方には、すでに「基準収入額適用申請書」を送付してあります。